

第5号議案

蒲郡市部等設置条例の一部改正について

蒲郡市部等設置条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市部等設置条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

機構改革に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市部等設置条例の一部を改正する条例

蒲郡市部等設置条例（昭和39年蒲郡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「健康福祉部」を「こども健康部  
福祉部」に改める。

第5条を次のように改める。

（こども健康部の分掌）

第5条 こども健康部の分掌する事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 子育て支援に関する事項
- (2) 保健衛生に関する事項

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条の見出し中「危機管理課」を「部に属さない課」に改め、同条第1項を次のように改める。

第1条に定める部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次のとおり部に属さない課を置く。

危機管理課

ウェルビーイング推進課

第9条に次の1項を加える。

- 3 ウェルビーイング推進課の分掌する事務は、おおむねウェルビーイングの推進に関する事項とする。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（福祉部の分掌）

第6条 福祉部の分掌する事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 介護保険に関する事項
- (3) 国民健康保険及び年金に関する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。